

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十六年度溝口家畜保健所外七件定期監査結果公表

公告

監査公告第七十四号

地方自治法第九十九條に基き、昭和二十六年度にかゝる
県下家畜保健衛生所の定期監査を執行したので、その結
果を次の通り公表する。

昭和二十七年十一月一日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉

同 山 上 吟 鏡

同 前 田 玄 一

同 木 南 貞 治

監査執行箇所

監査執行年月日

| | |
|-----------|------------|
| 溝口家畜保健衛生所 | 昭和二十七年六月十日 |
| 生山 | 同 |
| 米子 | 同 年六月十一日 |
| 所子 | 同 |
| 倉吉 | 同 年六月十二日 |
| 浜村 | 同 |
| 鳥取 | 同 年六月十七日 |
| 船岡 | 同 |

監委概評

県下八ヶ所の家畜保健衛生所に昭和二十六年度より出納員制度が設けられ、各所毎の各種使用料、手数料等の收入現金を八月より出納せしめることとなつたので、その間の事務事業の執行状況と、これに附随した收入現金の取扱状況につき今回初めて監査を執行した。その結果現金出納面の不正不当と目されるものは認めなかつたが所管の事務事業の執行は不充分と認められ、又事務処理に

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

杜撰の点が見受けられた。先ず指摘すべきことは畜産県として誇りをもつ本県の家畜保健衛生行政の根幹である各家畜保健衛生所の形態が貧弱なことである。その一として機構定員の弱体が見受けられる。即ち所長の専任となつてゐるのは、鳥取、所子、溝口の各所で他の船岡、浜村、倉吉、米子の各所は地方事務所畜産係技師と兼務せしめてあり、生山保健衛生所は溝口所長が兼務してゐる。又各所の専任職員は概ね二名の少数人員であるにもかゝらず数多大小家畜の保健衛生事業である検診、検査、鑑定、応急治療、投薬、注射、殺虫消毒、人工授精、各種証明書発行等予防衛生、管理衛生等の現業の外に保健衛生思想の普及宣傳のための講演、講話、ポスター、リーフレットの配布とか或いは各種畜産団体との連絡調整等相当量の事務事業を担当せしめ且つ技術吏員に事務吏員を併任し県出納員を命じて本職以外に使用料、手数料等収入金の出納事務、庶務事務を掌理せしめてゐる等実情は甚だ無理が生じておる。従つて夫々事務事業の完遂は到底困難なるものと認められた。

各所を通じて見られる指摘事項もこの辺から生じているものであつて今後これが改善に努力が必要である。その共通指摘事項は概ね次の通りである。

一、冒頭に述べた通り地方事務所畜産係技師を所長として兼務せしめてゐるものが四ヶ所あるが出来れば専任所長を配置の上管理せしめ職員を指揮監督して事務事業を遺漏なく実施せしめることが緊要と認める。しかし定数の関係とか果財政事情でそれが不可能とすれば保健衛生所を本務とし地方事務所を兼務とすることが適当と思う。そもそも本県畜産行政中小家畜家畜の保健衛生は最も重要視すべきものであり、且つ優良家畜の人工授精による蕃殖普及は本所の最も力を傾注してゐるところである。

翻つて地方事務所畜産係技師の担当事務は概ね畜産奨励にあるが何れも保健衛生事務に繋るところが多く、殊に畜産係職員は概ね各郡畜連との連絡上、駐在的勤務の実態にある点から謂つても保健衛生所を本務とすることが実情に即するものと考えられる。

二、各所とも設備内容が貧弱であり、特に完備されてゐるものはない。今後整備に努力が必要と認められた。

三、各保健衛生所担当の家畜保健衛生業務の実施状況は次表の通りであつて各管内の家畜家禽飼養定数に比しその状況は充分とは認め難いものがあるがこれは前記所長の兼務の点と各所々属職員配置の僅少によるところが大きな原因と思われる、又各所別に実施の比率を

二十六年年度各保健衛生所別業務実績表

| 衛生所名 | 鳥 | 取 | 船 | 岡 | 浜 | 村 | 倉 | 吉 | 米 | 子 | 溝 | 口 | 生 | 山 | 計 |
|--------|---------------|---------------|---------------|-----------------|------------------|--------------|------------------|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 養頭数 | 4,411 | 7,096 | 4,388 | 11,952 | 9,029 | 3,653 | 3,128 | 43,654 | | | | | | | |
| 流産予防注射 | (9.65) 426 | (9.86) 700 | (8.88) 390 | (2.63) 3,222 | (17.46) 1,576 | (2.16) 79 | (8.22) 257 | (8.59) 3,750 | | | | | | | |
| 気腫疽 | | | | (2.26) 270 | (0.45) 41 | | (50.47) 1,579 | (4.33) 1,890 | | | | | | | |
| 炭疽 | | | | (7.16) 856 | | | 1,579 | (1.96) 856 | | | | | | | |
| 結核検査 | (0.29) 13 | (1.24) 88 | (0.91) 40 | (0.96) 115 | (0.91) 82 | (0.85) 31 | (0.41) 13 | (0.87) 382 | | | | | | | |
| 和 | | | | | | | | | | | | | | | |

見れば大きく差違の点が見られるが、これは管内の小及び家畜家禽飼育頭数の多寡を考慮して定員配置がされてゐない結果によるものと思われる。尤も二十六年より出納員制度を実施しながら県下八家畜衛生保健所としての絶対員数が少ない所に難点が見られるのである。

| 乳牛 | 繋養頭数 | 検査頭数 | 繋養頭数 | 検査頭数 | 繋養頭数 | 検査頭数 | 繋養頭数 | 検査頭数 | 繋養頭数 | 検査頭数 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|------|------|
| 繋養頭数 | 101 | 20 | 68 | 487 | 526 | 11 | 8 | 1,221 | | |
| 検査頭数 | (85.14) | (95.00) | (58.82) | (9,302) | (84.60) | (100.00) | (87.5) | (86.89) | | |
| 繋養頭数 | 164 | 100 | 80 | 631 | 1,180 | 327 | 192 | 2,674 | | |
| 検査頭数 | (31.00) | 31 | | (11.25) | (13.22) | (19.27) | (15.10) | (13.09) | | |
| 炭疽 | | | | (18.07) | 114 | 63 | 29 | 350 | | |
| 傳染性貧血検査 | | | | | (18.22) | (0.92) | 3 | (8.15) | | |
| 豚 | 豚育頭数 | 169 | 16 | 677 | 1,536 | 53 | 20 | 4,152 | | |
| 検査頭数 | (36.68) | (23.13) | (1.82) | (24.22) | (12.04) | 185 | | (15.99) | | |
| 豚コセラ予防注射 | 62 | 37 | 8 | 372 | 185 | | | 664 | | |
| 種、山羊 | 豚育頭数 | 564 | 1,120 | 1,317 | 971 | 608 | 275 | 4,865 | | |
| 検査頭数 | (4.79) | (11.78) | (10.78) | (14.11) | (32.4) | (70.18) | 193 | (17.08) | | |
| 腰輪痺子予防注射 | 27 | 132 | 142 | 137 | 197 | | | 828 | | |
| 鶏 | 飼育頭数 | 8,246 | 16,516 | 10,091 | 35,609 | 33,154 | 8,719 | 112,335 | | |
| 検査頭数 | (27.29) | (18.8) | (12.81) | (12.22) | (29.1) | (0.5) | 44 | (18.42) | | |
| 白痢検査 | 2,251 | 3,105 | 1,293 | 4,352 | 9,649 | | | 20,694 | | |
| ニューカッセル予防注射 | (3,306) | (19.68) | (12.81) | (12.81) | (29.11) | (0.5) | 44 | (19.15) | | |
| | 2,726 | 3,416 | 1,293 | 4,383 | 9,649 | | | 21,511 | | |

備考 (1) 繋養飼育頭(羽)数は業務執行時のものを記入した。
 (2) ()内%は繋養飼育頭(羽)数との比率を示す。

四、家畜改良増殖法により左表の如く夫々国有、貸付種牡牛を繋養し管内飼育牝牛に対し人工授精を実施しているが之が採種台帳も区々であり、記録も不明である。又精液を畜連若しくは人工授精師協会に配付するため使途の把握が不十分で種付台帳の明確を欠く嫌がある。

昭和二十六年度人工授精実施状況

尤も職員不足により、畜連等に種付証明の発行依頼を余儀なくしているようであるが種牡牛の血統並びに改良状況を知る上にも、総べて記録を厳格にすべきである。

| 家畜保健衛生所名 | 同繋養種牡牛 | 管内牝牛飼育可能のもの | 果種牡牛による人工授精頭数 | 同上金額 | 管内牝牛に對する授精頭数の比率 | 繋養種牡牛年間経費 | 年間経費に對する収入金の増減 |
|----------|--------|-------------|---------------|---------|-----------------|-----------|----------------|
| 鳥取 白水 | 一、一〇〇 | 五〇〇 | 一、一三五 | 一五〇、〇〇〇 | 四五、四% | 九六、〇〇〇 | 五四、〇〇〇 |
| 船岡 谷岩 | 九五〇 | 二五二 | | 七五、六〇〇 | 二六、五% | 八〇、〇〇〇 | 四、四〇〇 |
| 浜村 第三幸 | 八〇〇 | 三三三 | | 九、九〇〇 | 四、一% | 四三、〇九六 | 三三、一九六 |
| 米子 栄三 | 九〇〇 | 二五〇 | | 七五、〇〇〇 | 二七、八% | 八〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇 |
| 生山 岡 | 九〇〇 | 一〇〇 | | 三〇、〇〇〇 | 一一、一% | 九六、〇〇〇 | △六六、〇〇〇 |
| 計 | 四、六五〇 | 一、一三五 | 三四〇、五〇〇 | 二四、四% | 三九五、〇九六 | △五六、五九六 | |

五、県外移出の家畜健康検査は昭和二十六年より果実施の外に獣医師の行う証明書も許されたため七八%程度獣医師が行っているようであるが結果的に見れば報告洩れが相当あるようで、実態の把握が困難視され二十五年度に比し左表の如く減少している。なお検査証

県外移出家畜健康検査頭数

| 衛生所名 | 二十五年 | | 二十六年 | | 二十五年度に比して二十六年増減 |
|------|--------|---------|--------|--------|-----------------|
| | 頭数 | 金額 | 頭数 | 金額 | |
| 鳥取 | 三、一〇八 | 四九七、八五〇 | 一、一四〇 | 五四三 | △ |
| 船岡 | 三、二五三 | 三七〇、五〇〇 | 二、一六五 | 一、二五四 | △ |
| 浜村 | 二、四八七 | 二四〇、八五〇 | 二、三一八 | 四六、二五〇 | △ |
| 倉吉 | 六、五八四 | 七〇四、九〇〇 | 七、六九一 | 五、三七〇 | △ |
| 所子 | 西伯一円 | | | 一、七二三 | △ |
| 米子 | 九、三三四 | 一一一、四五〇 | 七、二六四 | 九八、八五五 | △ |
| 溝口 | 日野一円 | | | 七八五 | △ |
| 生山 | 二、五六九 | 三二五、三〇〇 | 一、〇五一 | 四六、八〇〇 | △ |
| 計 | 三三、五三七 | 四、二七五 | 一五、〇二二 | 一〇、一七八 | △ |

の一片を必ず県に提出することになっているので之が嚴重履行方格段の配意指導が望ましい。又各所共果実施の検査証の控も県に一括提出し手控がない始末であるが存置控は留め業務実績の記録として整理し保管すべきである。

| | | | | | |
|-------|---------------|-----------|----------------|---|----------------|
| 他協会の計 | 六、二〇二、〇一四、三〇〇 | 〃 | 一〇、一七八、四五七、一〇〇 | △ | 六、二〇二、〇一四、三〇〇 |
| 計 | 三三、五三七 | 四、二七五、一五〇 | 二二、六二九 | 〃 | 一〇、一七八、四五七、一〇〇 |

(註) 二十五年分は各郡畜連並びに各獣医師協会に委嘱して実施した。

二十六年分は法改正により獣医師の証明も可能のため実数の把握不明となり報告のもののみ記載す。

六、現金収入出納事務の処理は総体的に良くない。これは技術職員が本職の傍ら担当処理していること、家畜保健衛生所に出納員制度を設けてから未だ日が浅く、出納事務の経験に乏しい為めと思われる。共通せる指摘事項は概ね次の通りである。

- 現金出納簿の記帳状況は違式のものがあり、又記帳内容も全般的に粗雑である。
- 収入金の金庫払込は遅延しており、概ね一ヶ月間に及び手持保管し月末に一括払込んでいる(鳥取は概ね四、五日間分を取纏め払込む)これでは出納員制度を設けた趣意にも反することになる。
- 各種手数料、使用料等の収入現金を領収した場合、出納員の領收証発行月日は区々であるが、現実に現金を領収した日附にすべきである。
- 収入義務の発生した収入金で未収として残っているものが相当見られたがこれ等は宙に浮いている。即ち収入義務の生じたものは凡て調定依頼書を県に提出すべきである。なおこれを明確にするため歳入調定補助簿を設けて置くことが望ましい。出来れば所長を収入命令者として収入事務の一貫性を図ることも考究すべきである。
- 各種検査台帳 予防注射台帳を全然備えていないもの又それぞれ検査、予防接種等実施しているも記帳粗雑にして不明となつているもの等が見られ概ね杜撰と認められたが、これ等台帳は凡ゆる面で重要なものにつき嚴重整備することが肝要である。

- (6) 各種使用料、手数料の収入科目を誤り混同して収入しているものが多かつたが注意すべきである。なお主管課はこの誤りを避けるため各科目毎に収入内容を示して置くことが肝要と認める。
- (7) 動物医薬販売業者の指導取締の第一線機関であり且つ登録及び登録更新の事務も掌理しているにもかかわらず業者の登録台帳(複本)の備付けしていないのは適当でない。
- (8) 歳出経理事務は本庁畜産課において処理しているため各所共電話附加使用料、市外通話料等(鳥取、浜村架設なし、生山は畜連、溝口は役場名儀)納期日を限定されたものに対する支払に困惑しており、立替払も相当多額となれば困難に陥る状況にある。又郵便切手においても全々払出しなく発送文書等はその都度畜連、地方事務所、役場等に依頼し処理している。なお受発文書件名簿の整理も不十分であり事業所としての面目上よりしても何等かの方策が講ぜらるべきである。

溝口家畜保健衛生所 昭和二十七年六月十日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 山 上 吟 鏡
 同 前 田 玄 一
 同 木 南 貞 治

監査概況
 一、家畜の防疫業務は牛の流感予防注射二〇〇頭(発生頭数七八六頭)馬流行性脳炎三八頭(発生頭数なし)緬山羊腰麻痺一〇一頭(発生頭数一二頭)鶏ニューカッスル四四羽を実施してゐる。牛の流行性感冒の発生蔓延にあたりワクチン入手の措置が遅れたため(畜産課は八月各衛生所に配付)実施が著しく遅れ、防疫に相当支障を来しているが、感染牛七八五頭に対し、注射済頭数二〇〇頭と謂つた状況から察して防疫業務は方全とは認められない。国の補助等の関係もあらうが今後事前に対策(予算措置、血清確保)をこうじて適期(七月中)に実施すべきものと認む。

二、当所管内は人工授精の技術補強教育を関係者に実施

- すると、もに生産者及び種牡牛経営者に対し適切なる啓蒙指導により種牡牛農協の発足を見て経営の合理化を図つてゐることは、畜産行政に対し貢献されたものであつて今後とも一層育成助長せしむる様希望する。
- 三、使用料及び手数料の収入措置が遅延の傾向にあるが、迅速に処置すべきであつて一例を示せば、流感予防注射を九月十日より四日間実施し十月十一日収入又緬羊腰麻痺予防注射は六月二十日より七月三十日の間実施、八月二十七日収入、精液注入料等にあつては横評価の際団体が年度末において代納している等があるので、収入措置について研究努力すべきものと認む。
- 四、収入金の基礎となる事実発生記録が不明確であるので整備すべきである職員の不足の関係もあらうが、現在では記録に乏しく主として団体(受益者代表)の資料のみによつてゐる。事実を立証し得るに足る十分な書類様式を定め、自主的に記録しそれに基ずき現金収納すべきものと認む。
- 五、一般事務の整理に当つては、一見判然とし得るよう

索引を附し整備することが必要であり、又現金出納記帳に当つてに複雑になつていたので明確にするよう記帳方法を検討されたい。

生山家畜保健衛生所 昭和二十七年六月十日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 前 田 玄 一
 同 山 上 吟 鏡
 同 木 南 貞 治

監査概況
 一、家畜防疫にかゝる牛の流感予防注射七九頭、手数料一一、八五〇円、山羊緬羊腰麻痺注射二七頭、同二、六五〇円牛気腫病予防注射同三、〇八〇円、合計一七、五八〇円を徴収しており、その間の出納は適正と認めだが、牛気腫病予防注射台帳が無いものは遺憾である。今後の留意を望む。

二、動物に対する医薬品販売業者登録並びに更新申請は、登録申請分一件、更新二件あり登録手数料九一〇円は適正に収入出納してあるが登録台帳複本は備付けてい

ない。

- 三、保険衛生所使用料は蕃殖牝牛衛生台帳、検査鑑定台帳、畜牛結核病検査台帳、診療関係書綴によつて六、五六〇円の収入出納しているがその処理は適正と認められた。しかし各種台帳中料金の記入箇所欄が設けてなく又料金記入が彼は混同し重複のものが散見されたので改善を要する。
- 四、牛の健康検査証明書発行は適亮期以外のもの一件あり、移出検査手数料壹百円の収入は適正と認めた。
- 五、人工授精にかゝる事務の処理状況は種付台帳、精液台帳の日誌等備付整備されず、経過が不明である。又同一牝牛に四回、五回と授精しているものが二、三件あつたが不良のものは診療し、授胎成績を向上せしむべきであり手数料の徴収も三回程度迄を限度とするのが妥当であらう。

米子家畜保健衛生所 昭和二十七年六月十一日 監査
 監査委員 山 上 哈 鏡

同 前 田 玄 一

監査概況
 一、家畜防疫業務として牛の流感、豚コレラ、鶏ニユーカッスル等の予防接種、牛の結核検査、牛馬蕃殖障害検査等を実施し、八月以降年度内に三五七、六九〇円を当所で収入しているが、この外に果の納入告知書により別途果収入となつているもの三八名分一〇、四〇〇円がある。又年度内未収となつているものが一、一〇〇円あつたことは甚だ遺憾である。経理上不正不当の点は認めなかつたが概ね接種台帳、検査台帳が錯雑し整然と整備していないため経理面との関連性を欠いていたので今後留意すべきである。

二、保健衛生所使用料として二十七年三月中における種牝牛精液頒布代金五万円とその外に二十六年十月及び二十七年二月に保健衛生所使用料七五〇円合計七〇、七五〇円を収納してあるが精液頒布代金は全授精手数料に収納すべきで収入科目を誤つており適正でない。なお夫々所定台帳の備付がないので整備しておくべき

である。

- 三、移出検査手数料として昭和二十六年八月において六、五五〇円を収入しているがこの中に豚コレラ予防注射料を混同收入しておるのは収入科目を誤つておるもので適正でない。なおこの外に果よりの納入告知書により五〇〇円を果収入としている。
- 四、動物医薬品販売業者登録申請一件、登録更新申請二件あり手数料四、九〇〇円を収入出納しておりその処理は適正と認めた、しかし正規登録台帳複本の備付がない。
- 五、当所家畜人工授精業務は円滑に実施し手数料徴収状況も精液配布都度収納しており適正と認めた。なお予算額に比し一万六千五百円減収となつているがこれは繋養種牝牛の故障(擬牝台に乗らず採精不能)のため九月更新、二ヶ月間の繋養空隙によるため事情止むを得ないものと認めた。しかし精液を全面的に畜連に頒布し種付証明も総べて畜連が発行しているので当所としては種付牛が不明となり実情把握をしていない。

又これが頒布手續も不備であり種付台帳も整備してない。

六、各種備品、物品の出納整理が不充分であるが、廃棄毀損等の際稟伺により夫々処理し明確に出納されたい。

所子家畜保健衛生所 昭和二十七年六月十一日 監査

監査委員 山 上 哈 鏡

監査概況

一、当所は予て汗入地区十ヶ町村の強い要望もあり、特に地元所子村当局を初め、同村農業協同組合、西伯郡酪農協同組合等の熱心なる要請と協力とにより所子村に新設のこととなり同所建物の外に併設人工授精所建物(何れも新築)を二万一千円で一応所子村より買収のこととし、更に三〇万円で施設及び設備を充実、合計五一万一千円(国庫半額、果負担一〇万円、地元寄附一五万五千五百円)を以つて買収その他の事務を完了していた、しかし地元としては理想的な施設にしたい希望と熱意に上り更に地元所子村において単独負

担の上建築費総額約百万円(設備費三〇万円は含まず)を以つて立派な施設を建設しつゝあり、県下八保健衛生所中唯一の整備したモデル家畜保健衛生所として発足せんとしているが、建設費としては県は僅かに十数万円の支出に過ぎず殆んど地元と国庫補助に依存設立されている。何れにしても四月四日県告示により米子保健衛生所より分離新設のこととなり専任所長及び所員一名を以つて近く業務開始の運びになつたことは欣びに堪えない。

二、当所は前述の如く汗入地区十ヶ町村を管内にもつこととなるがその主なる家畜の飼養頭数は和牛四、三七六頭(米子市、西伯郡、総飼養頭数の四〇%)、乳牛二六八頭(同五六%)、馬五〇七頭(同四〇%)、綿羊一八二頭(同五三%)、豚五〇七頭(同一六%)と謂つた状況で町村数の割合から見ても家畜飼育熱の盛んな地区であることが窺れるが特に酪農に対する熱意と理解に富んでいる地区丈けに家畜保健衛生機関の必要性が首肯され、これが設置については地元民の熱意に

よるものが多大であるので本所の今後の活動に遺憾のないよう希望致した。

倉吉家畜保健衛生所 昭和二十七年六月十二日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

一、家畜防疫業務は、牛の流感予防注射一、三二四頭、手数料一九二、六〇〇円乳牛結核検査四〇一頭、同四〇、一〇〇円、鶏白痢検査済、ニユーカツスル病予防注射六、六二七羽同三三、一三五円、鶏白痢検査のみ一三二羽、同六一〇円、豚コレラ予防注射二五六頭、同三八、四〇〇円、牛の腰痲痺予防注射二二頭分同、一、〇三五円、薬治料一八〇円、合計三〇六、〇六〇円となつており、その収納は適正と認められた。しかしながら各種台帳不備のため台帳にないものが相当あつたので台帳は嚴格に処理すべきである。なお薬治料一八〇円は、保健衛生所使用料で収入科目を誤つている。二、動物医薬品販売登録一件及び登録更新二一件は当所

は取扱はず、直接県において処理しており、従つて二、九〇〇円の手数料も県の直接収入としている。なお正規の登録台帳複本の備付けがない。

三、当所人工授精は優良種牝牛なきたため現在繋養せず、唯之が啓蒙並びに技術指導のみ行つてゐるが効果は半減されるものと認められた。尤も管内に種牝牛農協の設置を見ており県としても二十七年度国より借受予定の模様で諸計画完了の趣であるが一方管内民営種牝牛四二頭(内人工授精二八頭)あり、管内飼畜牝牛に比較し種牝牛一頭当り平均二八〇頭程度で相当の摩擦が思考される。今後の運営に格段の配意を望む。

浜村家畜保健衛生所 昭和二十七年六月十二日 監査

監査委員 木 南 貞 治

監査概況

一、当所の家畜防疫業務の内、傳染病発生状況は牛の流行性感冒一、一五一頭(斃死一四頭)並びにトリコモナス病四頭(廢用一頭)鶏白痢五八羽、綿羊腰痲痺四

〇頭(斃死六頭)であり特に牛の流行性感冒は前年に比し症状悪性で管内全地域に発生し、しかも長期に亘つた關係上、県規則により移動禁止の措置を執行した状態である。

二、予防注射実施状況は牛の流行性感冒三九〇件、綿羊腰痲痺七二件、豚コレラ八件、鶏ニユーカツスル八七三件であり、流行性感冒については一、一五一頭発生に対し三九〇件の予防接種を実施したのみで防疫対策は万全とは言ひ難い、なお予防接種にして血清ワクチンの入手措置が遅れ、発生後施行している実状からしても遺憾であり国庫助成等の關係もあつて、飼育総頭数に対する予防接種は困難と思われるも適期に接種をなし、防疫に万全の措置をこうすべきである。

三、家畜衛生検査は牛のトリコモナス病四〇頭、結核八〇頭、ブルセル病四〇頭、鶏ひな白痢一、二九三羽、綿羊寄生虫病五〇頭であり、計画的検査を実施しているものと認められた。

四、家畜の県外移出検査の実施状況は成牛一二〇頭、犢

一、六六七頭、成豚一一頭、子豚二頭、屠場直行豚六五二頭等であり嚴格なる執行をなしているものと認められた。

五、県下の大半を占める本部の綿羊飼育に対する衛生状況は良好とは言えず、腰痲痺、内寄生虫、破傷風等が発生しその対策を構っているようであるが防疫に万全の措置をなすべきである。又生産率も年々上昇しているが、種細は在來種に限定されており優秀種羊の増殖観念が薄いようである。又一般に発情時期の判定が困難なる関係で相当増殖に支障を來しているものでこれが啓蒙指導をなすべきものと認む。

六、六、施設々備は貧弱で机、椅子等は隣接せる畜連より借用し用水にして井戸の施設がないため、多量に要する試験用並びに洗滌用水を遠路より運搬している状況であり、又電気施設も配線不完備のため折角の冷蔵庫、孵卵器等も利用度が薄く、畢竟機能も充分發揮できないよう見受けたので当局の善処を要望する。

七、事務の処理状況に当つては左記事項に注意されたい。

(1) 現金出納簿の記帳方法を研究改善されたい。なお予防接種台帳と現金出納簿の誤差があつたので究明し整理すると共に現金手持期間が永いよう見受けられたので早期に県金庫へ納入すべきである。

(2) 衛生所使用料にして往診、処置等実施した場合の診断(カルテ)に不備不明確或いは記載洩等があるので明確を期すべきである。

鳥取家畜保健衛生所 昭和二十七年六月十七日監査

監査委員 前 田 玄 一
同 木 南 貞 治

監査概況

一、家畜防疫業務は、牛の流感予防注射四三〇頭、手数料六四、五〇〇円、牛結核検査九六頭、同九、六〇〇円、鶏白痢検査済ニューカツスル予防注射二、七〇〇羽、同一三、五〇〇円、白痢検査のみ一〇羽、同五〇円、豚コレラ予防注射二頭、同四〇〇円、牛の腰痲痺予防注射二七頭、同一、五〇〇円、その他一五〇、合

計八九、七〇〇円を実施しているも、内九一〇円は年度内収入未済として翌年度繰越しており、差引八八、八〇〇円収入出納してあるが、その処理は適正と認められた。しかし鶏白痢検査台帳は、強制実施分と任意分との区分を明確にすること。収入科目を誤らないようにすること。未収金を生ぜしめないようにすること等注意し、出納を明確にすべきである。

二、現在浦富出張所註在職員に出納員を命じ、現実の出納事務は鳥取本所職員をなさしめていたことは矛盾であり事務の性質、責任性から見て適当と認め難し。

三、当所人工授精業務の運営状況は円滑にして他の衛生所に比し相当の成果を挙げ、所長以下職員の仕事量を多とする。なお種牡牛管理費に比し授精手数料の上廻っているのは当所のみである。しかし各所共大同小異であるが、種付台帳、採精台帳 備付はあるの記録が不十分で授精手数料の収納も生産検査迄放置しているが、当初の種付で徴収する方針が望ましい。

四、家畜医薬品取扱業者登録は新規二件(一千円)更新

一五件(三千円)を取扱っており、収入手続も適正と認めた。しかし申請書受理より畜産課へ申達迄の期間が長い嫌がある。事務処理の迅速化を望む。

五、県外移出のための家畜健康検査は定期に実施するため、相当数となり事務的にも幅狭し、不十分な処理に陥る嫌がある。又手数料も家畜代と一括徴収のため、畜連に依頼の形となつていようであるが徴収が遅延しているので早急収納すべきである。

船岡家畜保健衛生所 昭和二十七年六月十七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 吟 鏡

監査概況

一、当所は専任技師一名、雇一名の他兼任所長及び技師一名(八頭地方事務所勤務)計四名の職員を以つて所管業務を処理しているが、特に当所は、郡畜連、共済連等と隣接し、しかも地方事務所の分室として畜産係の職員を同所に派出しているので行政面と技術面との

